

育成強化学業 補助規程

第1条 本規定は、一般財団法人由利本荘市スポーツ協会（以下「協会」という。）が、競技力育成強化計画のある加盟競技団体及び各地域体育協会（以下「競技団体等」という。）に対し、事業計画を策定させ、その事業を行うために必要な事項を定め助成する。

第2条 協会の育成強化学業助成（以下「事業補助」という。）は、競技の持続性と強化を図り、由利本荘市（以下「市」という。）の小中学生「ジュニア層」への将来的な効果を目的とした事業とし、選手及び指導者の派遣目的であってはならない。

第3条 事業補助は、次の各号に該当するものの中から審査し決定する。

- (1) 協会加盟競技団体及び各地域体育協会が開催する事業とする。
- (2) この事業に市から補助等を受けようとししない競技団体等とする。
- (3) 市内で事業開催し、競技団体等が単独で主催するもので、ジュニア選手等の育成強化の主要目的とした事業とする。
 - ①競技団体等が主催する育成強化のための技術講習会
 - ②競技団体等が実施する指導者講習会事業
 - ③競技団体等が主催する育成強化を目的とした講演会
- (4) 競技団体の継続性のある事業とし、事業にかかる経費として一部補助する。
- (5) 競技団体は、協会の予算等の事由が無い限り、原則として1回とする。
- (6) 事業申請が予算以上の場合は原則として過去の実績を基に未利用団体を優先する。

第4条 事業補助を受けようとする競技団体は、次によるものとする。

- (1) 競技団体の長は、本年度中に当該年度の事業計画書を所定の期日まで作成し、協会会長宛に提出する。
- (2) 競技団体の長は、当該事業における事業計画およびその効果策、事業予算計画等を作成し、事業補助対象経費を計画する。

但し、事業補助対象経費額は原則として事業予算の1/3以内の額とする。
- (3) 事業補助規模は、本年度の協会普及振興費、育成強化学業予算の範囲内とする。

第5条 事業補助の審査には、育成強化委員会（以下「委員会」という。）があたり審査決定し、申請された競技団体に対し会長名で内示および報告する。

- (1) 委員会は、申請された競技団体等から出席を求めて、事業説明を求めることができる。
- (2) 委員会は、決定事項の承認を得るため協会三役に諮るものとする。
- (3) 委員会の構成は、委員長及び副委員長各1名、委員は（委員長及び副委員長の所属する競技団体を除く）競技団体の中から6名以内、地域体協の中から3名以内をもって構成する。

第6条 事業補助決定の内示を受けた競技団体は、次によるものとする。

- (1) 所定の様式により、補助交付金申請を作成し、所定の期日まで要項等参考資料を添付し協会会長宛に提出する。
- (2) 事業終了後は速やかに事業決算書、事業評価および事業実績が確認出来る写真等を添付の上「事業実績報告書」を提出する。

(3) 申請時と事業実績が相違するときは、補助交付金の返納を命ずることがある。

第7条 委員会は、第2条に掲げる目的のほか、全体的な強化策を実施するときは、競技団体等に要請し事業を遂行することができる。

附則1 この規程は2021年10月1日から施行する。

補則1

第3条

- ① 市及び協会からこの事業以外に補助金を受けていない団体とは、育成強化のため類似した大会などにより補助金を受けている団体は原則として対象としない。
- ② 近年国体等における「少年の競技種目」対象が、U-15など年齢引き下げが行われている競技が多く、その対策がとわれていることと、地域の継続的な競技力の持続性などを鑑み、高校生との合同での開催を認める。
- ③ 競技力向上を目的とした「講演会」については、大人や学生の参加を認めるが、申請時において「ジュニア層の参加人数等」を可能な限り明記すること。
- ④ 上記講演会の開催について、あきらかにジュニア層の育成のためと思われる場合は、この事業以外に市から補助金を受けている競技団体も申請できるものとする。
- ⑤ 選手等の育成強化のためには、指導者の指導力が問われることは当然のことであり、日々の研鑽が必要なことから、ジュニア層育成のため指導者講習会に対しても助成出来るものとする。
但し、個人が資格取得のための実務講習会参加や、協会所属団体以外の団体が主催する「指導者講習会等」への派遣及び出席は補助対象としない。
- ⑥ 競技力向上及び指導者育成事業において、「にかほ市」協会や競技団体との連名での主催も認める。
- ⑦ 1団体1回の原則について、当該年度において「予算に余裕の有る場合」は複数回も認める。また、①に対し、この事業補助金を受けている団体についても受付ける。

補則2

第4条

- ① 競技力向上及び指導力向上のための「講師に対する謝金及び交通費等の費用」については、予算の範囲内において体育協会が負担する。
- ② 競技力向上事業に「大人も参加する場合」は、参加料等それ相応の負担をするよう経費を明確にする。
- ③ 競技力向上事業に他市町村チーム、もしくは個人が参加する場合は参加料等を納入し、経費を負担するものとする。
- ④ 競技力向上や指導者育成事業において「講演会等」を行う場合、にかほ市や他市町村協会や競技団体と連名や共催事業の場合は、その負担割合を明確にして事業申請する。
- ⑤ 参加料等の徴収がある場合、事業申請書に明記すること。